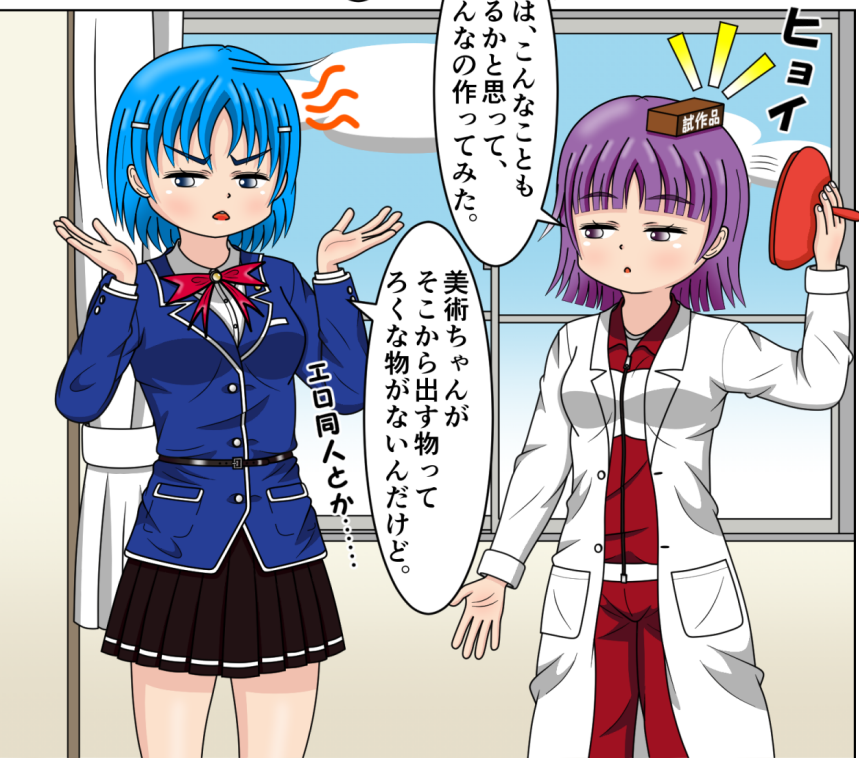
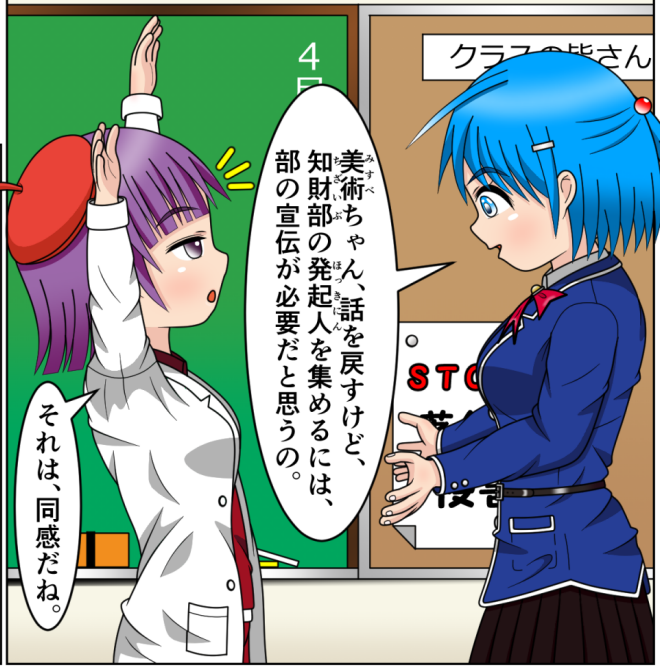


女子高生知財部長 野々立知納子の 知財な日常

第6条：漫画やフィギュアも
文化的な作品なのかなあ？

制作：湘浜高校知的財産部
(仮)



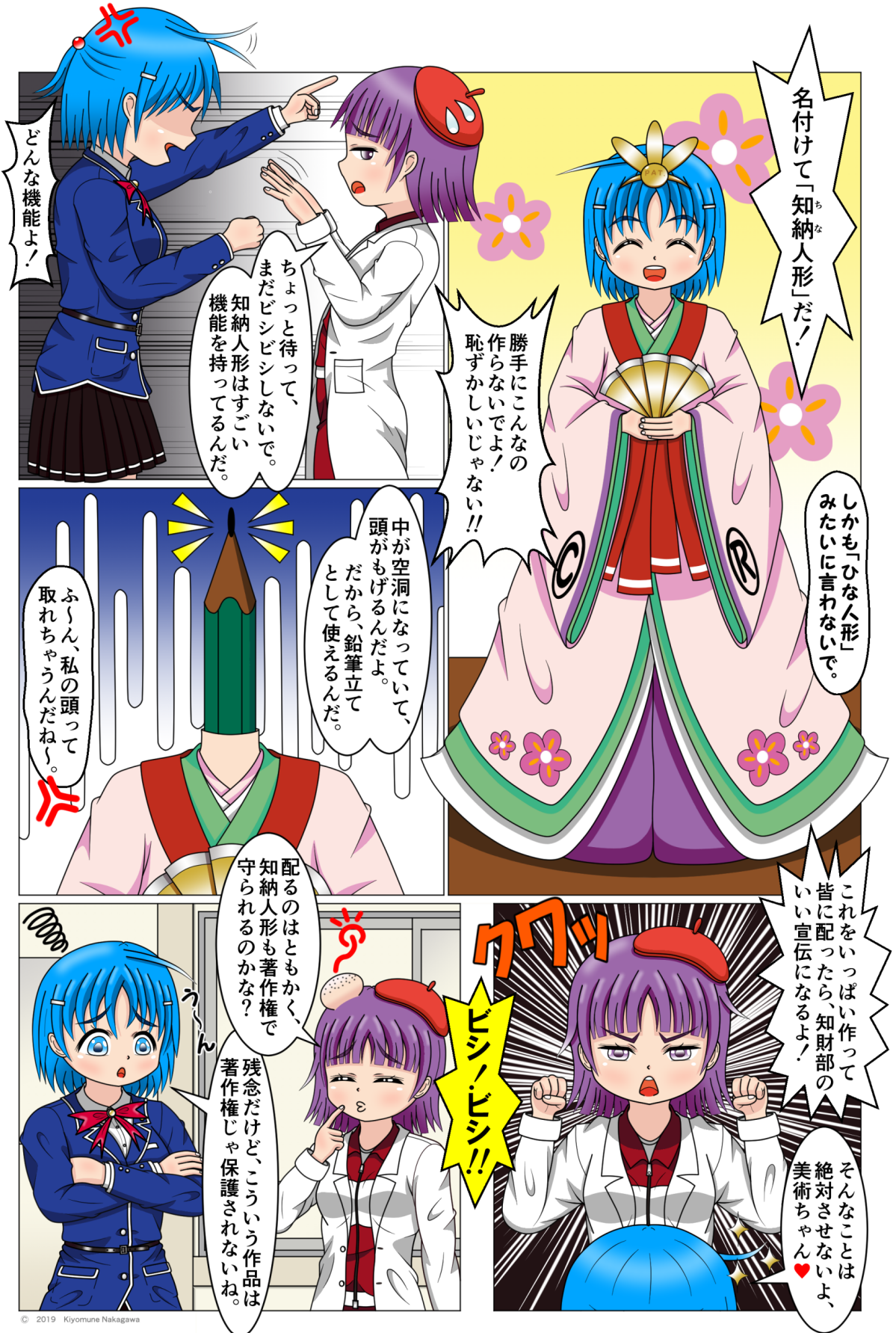
湘浜高校知的財産部
新入部員募集中！

あつ、いいかもね。

それなら、ロゴ入りの鉛筆や書類フォルダーみたいなノベルティーを配るのはどうかな？

湘浜高校知的財産部

© 2019 Kiyomune Nakagawa
このお話はフィクションです。実在の人物・団体・出来事などとは関係ありません。



どんな機能よ!

ちょっと待って、
まだビシビシしないので。
知納人形はすごい
機能を持ってるんだ。

勝手にこんな
作らないでよ!
恥ずかしいじゃない!!

名付けて「知納人形」だ!

しかも「ひな人形」
みたいに言わないで。

ふくん、私の頭って
取れちゃうんだね。

中が空洞になっていて、
頭がもげるんだよ。
だから、鉛筆立て
として使えるんだ。

配るのはともかく、
知納人形も著作権で
守られるのかな?

残念だけど、こういう作品は
著作権じゃ保護されないね。

ビシビシ!!

これをいっぱい作って
皆に配ったら、知財部の
いい宣伝になるよ!

そんなことは
絶対させないよ、
美術ちゃん♥



んっ、待てよ。漫画でいえば、台詞の部分は文芸で、絵の部分は美術ってことかな？



なぜなら、著作物の最後の条件が、「**文芸、学術、美術**」または**音楽の範囲**に含まれることなんだ。

えっ、大変だ!?
漫画、アニメ、TVゲームが
挙がってない!



それなら、漫画、アニメ、TVゲームも、著作物って言えるよね。

ふうっ

つまり、著作権法って
広い範囲の作品を
守っている法律なんだ。



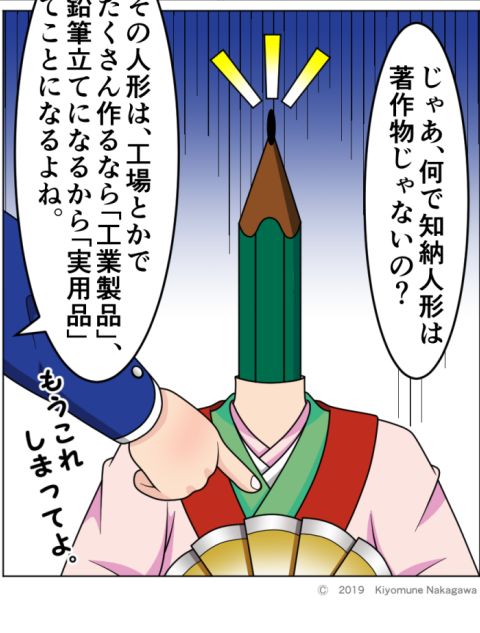
ううん、4つの分野のどれに含まれるかを細かく考える必要はないの。

だって、最後の条件は、「**文化的な作品**」なら著作物になるっていう意味だからね。



それじゃ、知納人形は法律で守ってくれないの？

「**工業製品**」や「**実用品**」は、最後の条件を満たさないから、著作物じゃないんだよ。



じゃあ、何で知納人形は著作物じゃないの？

その人形は、工場とかでたくさん作るから「**工業製品**」、鉛筆立てになるから「**実用品**」てことになるよね。

もうこれしまつてよ。

